

春日井市告示第 40 号

平成28年第 1 回春日井市議会定例会において議決を経た平成27年度春日井市一般会計補正予算ほか 1 件の補正予算及び平成28年度春日井市一般会計予算ほか11 件の予算の要領は、次のとおりである。

平成28年 3 月22日

春日井市長 伊 藤 太

平成28年度春日井市一般会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ100,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		50,566,000
	1 市 民 税	21,967,000
	2 固 定 資 産 税	20,499,000
	3 軽 自 動 車 税	485,000
	4 市 た ば こ 税	1,800,000
	5 事 業 所 税	1,776,000
	6 都 市 計 画 税	4,039,000
2 地 方 譲 与 税		674,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	200,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	470,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	4,000
3 利 子 割 交 付 金		50,000
	1 利 子 割 交 付 金	50,000
4 配 当 割 交 付 金		450,000
	1 配 当 割 交 付 金	450,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		260,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	260,000

款	項	金額
6 地方消費税交付金		5,600,000
	1 地方消費税交付金	5,600,000
7 ゴルフ場利用税交付金		46,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	46,000
8 自動車取得税交付金		240,000
	1 自動車取得税交付金	240,000
9 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		137,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	137,000
10 地方特例交付金		221,000
	1 地方特例交付金	221,000
11 地方交付税		1,250,000
	1 地方交付税	1,250,000
12 交通安全対策特別交付金		60,000
	1 交通安全対策特別交付金	60,000
13 分担金及び負担金		1,392,624
	1 負担金	1,392,624
14 使用料及び手数料		1,497,949
	1 使用料	734,518
	2 手数料	763,431

款	項	金額
15 国庫支出金		16,215,683
	1 国庫負担金	11,581,503
	2 国庫補助金	4,563,164
	3 国庫委託金	71,016
16 県支出金		5,787,369
	1 県負担金	3,669,866
	2 県補助金	1,533,444
	3 県委託金	584,059
17 財産収入		250,929
	1 財産運用収入	90,688
	2 財産売却収入	160,241
18 寄附金		532,480
	1 寄附金	532,480
19 繰入金		1,405,995
	1 繰入金	1,405,995
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		3,902,870
	1 延滞金、加算金及び過料	33,001
	2 市預金利子	2,428

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	947,021
	4 受託事業収入	4,186
	5 雑収入	2,916,234
22 市債		9,560,100
	1 市債	9,560,100
歳入合計		100,100,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		469,479
	1 議 会 費	469,479
2 総 務 費		11,663,879
	1 総 務 管 理 費	10,049,506
	2 徴 税 費	914,585
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	502,202
	4 選 挙 費	88,871
	5 統 計 調 査 費	39,702
	6 監 査 委 員 費	69,013
3 民 生 費		39,853,725
	1 社 会 福 祉 費	20,274,503
	2 児 童 福 祉 費	14,024,489
	3 生 活 保 護 費	5,551,733
	4 災 害 救 助 費	3,000
4 衛 生 費		12,622,448
	1 保 健 衛 生 費	4,426,782
	2 環 境 対 策 費	341,519
	3 清 掃 費	7,640,215
	4 上 水 道 費	213,932

款	項	金額
5 労働費		115,685
	1 労働費	115,685
6 農林水産業費		195,035
	1 農業費	194,482
	2 林業費	553
7 商工費		1,862,619
	1 商工費	1,862,619
8 土木費		13,384,006
	1 土木管理費	281,484
	2 道路橋りょう費	2,000,406
	3 河川費	1,032,363
	4 都市計画費	8,337,637
	5 住宅費	1,732,116
9 消防費		2,418,551
	1 消防費	2,418,551
10 教育費		9,224,321
	1 教育総務費	1,038,023
	2 小学校費	2,362,748
	3 中学校費	974,906
	4 社会教育費	2,106,096

款	項	金額
	5 学 校 給 食 費	2,742,548
11 公 債 費		8,260,252
	1 公 債 費	8,260,252
12 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		100,100,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年度	年 割 額
衛 生 費	清 掃 費	衛 生 プ ラ ン ト 整 備	1,950,000	28	235,000
				29	521,000
				30	1,194,000

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的		限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総務債	庁舎等整備事業	117,700	普通貸借は 又証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる府資金及び地方公共団体金融機関の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
	土地開発公社経営健全化事業	303,800			
民生債	児童福祉施設整備事業	38,400			
衛生債	清掃施設整備事業	2,107,500			
土木債	道路橋りょう整備事業	474,500			
	河川整備事業	556,400			
	都市計画事業	1,888,400			
	住宅施設整備事業	1,020,600			
消防債	消防施設整備事業	66,500			
教育債	義務教育施設整備事業	851,900			
	社会教育施設整備事業	37,000			
	社会体育施設整備事業	97,400			
臨時財政対策債	臨時財政対策	2,000,000			

平成28年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ911,975千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		137
	1 基 金 預 金 利 子	137
2 繰 入 金		265,538
	1 繰 入 金	265,538
3 市 債		646,300
	1 市 債	646,300
歳 入 合 計		911,975

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		646,364
	1 事 業 費	646,364
2 公 債 費		265,611
	1 公 債 費	265,611
歳 出 合 計		911,975

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 用 地 先行取得事業	646,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成28年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,067,309千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		8,491,812
	1 国民健康保険税	8,491,812
2 国庫支出金		6,000,229
	1 国庫負担金	5,897,101
	2 国庫補助金	103,128
3 療養給付費等交付金		370,600
	1 療養給付費等交付金	370,600
4 前期高齢者交付金		8,798,489
	1 前期高齢者交付金	8,798,489
5 県支出金		1,703,421
	1 県負担金	211,758
	2 県補助金	1,491,663
6 共同事業交付金		7,630,168
	1 共同事業交付金	7,630,168
7 繰入金		3,013,377
	1 繰入金	3,013,377
8 諸収入		59,213
	1 雑収入	59,213
歳入合計		36,067,309

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		95,611
	1 総務管理費	95,611
2 保険給付費		21,788,493
	1 療養諸費	21,788,493
3 後期高齢者医療支援金		4,675,964
	1 後期高齢者医療支援金	4,675,964
4 前期高齢者納付金		5,437
	1 前期高齢者納付金	5,437
5 老人保健拠出金		241
	1 老人保健拠出金	241
6 介護納付金		1,716,000
	1 介護納付金	1,716,000
7 共同事業拠出金		7,433,294
	1 共同事業拠出金	7,433,294
8 保健事業費		322,269
	1 保健事業費	70,688
	2 特定健康診査等事業費	251,581

款	項	金額
9 諸 支 出 金		30,000
	1 償還金及び還付加算金	30,000
歳 出 合 計		36,067,309

平成28年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,205,199千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,481,379
	1 後期高齢者医療保険料	3,481,379
2 国庫支出金		1,295
	1 国庫補助金	1,295
3 繰入金		604,198
	1 一般会計繰入金	604,198
4 諸収入		118,327
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	5,100
	3 受託事業収入	113,225
	4 雑入	1
歳入合計		4,205,199

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		160,230
	1 総務管理費	150,230
	2 徴収費	10,000
2 後期高齢者医療金 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		4,039,869
	1 後期高齢者医療金 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	4,039,869
3 諸支出金		5,100
	1 償還金及び還付加算金	5,100
歳出合計		4,205,199

平成28年度春日井市介護保険事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,063,498千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		4,670,742
	1 介 護 保 險 料	4,670,742
2 使 用 料 及 び 手 数 料		324
	1 手 数 料	324
3 国 庫 支 出 金		3,634,712
	1 国 庫 負 担 金	3,246,439
	2 国 庫 補 助 金	388,273
4 支 払 基 金 交 付 金		5,200,651
	1 支 払 基 金 交 付 金	5,200,651
5 県 支 出 金		2,693,737
	1 県 負 担 金	2,537,402
	2 県 補 助 金	156,335
6 繰 入 金		2,860,762
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,592,402
	2 基 金 繰 入 金	268,360
7 財 産 収 入		344
	1 財 産 運 用 収 入	344

款	項	金額
8 諸 收 入		2,226
	1 雜 入	2,226
歲 入 合 計		19,063,498

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		180,887
	1 総務管理費	16,423
	2 徴収費	9,744
	3 要介護認定費	154,720
2 保険給付費		17,796,613
	1 保険給付費	17,796,613
3 基金積立金		344
	1 基金積立金	344
4 地域支援事業費		1,079,927
	1 包括的支援等事業費	302,607
	2 介護予防・日常生活支援 総合事業費	777,320
5 諸支出金		5,727
	1 償還金	5,727
歳出合計		19,063,498

平成28年度春日井市介護サービス事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,733千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		101,978
	1 サービス収入	101,978
2 繰入金		2,616
	1 一般会計繰入金	2,616
3 諸収入		1,139
	1 雑収入	1,139
歳入合計		105,733

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス事業費		105,733
	1 サービス事業費	105,733
歳出合計		105,733

平成28年度春日井市民家防音事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,985千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		15,189
	1 県 補 助 金	15,189
2 繰 入 金		20,796
	1 繰 入 金	20,796
歳 入 合 計		35,985

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 民 家 防 音 事 業 費		35,985
	1 民 家 防 音 事 業 費	35,985
歳 出 合 計		35,985

平成28年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,618千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		110,194
	1 使 用 料	99,833
	2 手 数 料	10,361
2 諸 収 入		818
	1 基 金 預 金 利 子	561
	2 雑 入	257
3 繰 入 金		27,606
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,601
	2 基 金 繰 入 金	16,005
歳 入 合 計		138,618

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		115,618
	1 総 務 管 理 費	115,618
2 墓 園 事 業 費		23,000
	1 墓 地 築 造 事 業 費	23,000
歳 出 合 計		138,618

平成28年度春日井市松河戸土地区画整理事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ230,505千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		33,121
	1 繰 入 金	33,121
2 土 地 売 却 収 入		197,302
	1 土 地 売 却 収 入	197,302
3 使 用 料 及 び 手 数 料		72
	1 手 数 料	72
4 諸 収 入		10
	1 雑 入	10
歳 入 合 計		230,505

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		23,421
	1 総務管理費	23,421
2 事業費		94,850
	1 事業費	94,850
3 公債費		112,234
	1 公債費	112,234
歳出合計		230,505

平成28年度春日井市春日井市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度春日井市春日井市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	
一	般	病	床
			556床
		感	染
		症	病
		床	6床
(2) 年	間	患	者
		入	院
		患	者
		数	176,660人
		外	来
		患	者
		数	328,050人
(3) 一	日	平	均
		患	者
		数	
		入	院
		患	者
		数	484人
		外	来
		患	者
		数	1,350人
(4) 主	要	な	建
		設	改
		良	事
		業	
		施	設
		整	備
		費	32,401千円
		資	産
		整	備
		費	1,362,986千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	15,995,939千円
第1項 医業収益	14,870,759千円
第2項 医業外収益	1,125,177千円
第3項 特別利益	3千円

支 出

第1款 病院事業費用	15,995,939千円
第1項 医業費用	15,406,332千円
第2項 医業外費用	589,604千円
第3項 特別損失	3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,827,342千円は、過年度分損益勘定留保資金1,823,812千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,530千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	393,421千円
第1項 出 資 金	190,744千円
第2項 他会計貸付金返還金	200,000千円
第3項 その他資本的収入	2,677千円

支 出

第1款 資本的支出	2,220,763千円
第1項 建設改良費	1,395,387千円
第2項 償 還 金	762,975千円
第3項 投 資	62,401千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
次期電子カルテシステム構築	平成29年度	194,400

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 8,391,619千円

(2) 交 際 費 200千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債に係る利子補給等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、784,044千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,386,556千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	コンピュータ断層撮影装置	一 式
器 械 備 品	注射薬自動払出装置	一 式
器 械 備 品	電動ベッド	一 式
器 械 備 品	心臓超音波画像診断装置	一 式
器 械 備 品	乳房X線撮影装置	一 式
器 械 備 品	手術用照明器 (無影灯)	一 式

平成28年度春日井市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度春日井市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	311,200人
(2) 給 水 栓 数	127,350栓
(3) 年 間 総 配 水 量	35,510,000m ³
(4) 一 日 平 均 配 水 量	97,288m ³
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
知 多 配 水 場 整 備	2,052,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益	6,187,308千円
第1項 営 業 収 益	5,098,791千円
第2項 営 業 外 収 益	1,088,515千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出

第1款 水 道 事 業 費 用	5,272,035千円
第1項 営 業 費 用	5,177,742千円
第2項 営 業 外 費 用	91,377千円

第3項 特 別 損 失

2,916千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,603,033千円は、過年度分損益勘定留保資金3,344,067千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額258,966千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	469,391千円
第1項 負担金	8,131千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 工事収入	261,258千円
第4項 分担金	1千円
第5項 他会計貸付金返還金	200,000千円

支 出

第1款 資本的支出	4,072,424千円
第1項 建設改良費	3,775,245千円
第2項 企業債償還金	297,179千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	高蔵寺中区・低区 配水場更新事業	548,400	28	86,400
				29	462,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 290,481千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,636千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、48,650千円と定める。

平成28年度春日井市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度春日井市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	70,350戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	24,710,000m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	67,699m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
出川地区管渠整備事業	533,846千円
上条地区管渠整備事業	506,928千円
南部ポンプ場増設事業	506,200千円
地蔵ヶ池公園調整池整備事業	453,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	7,235,474千円
第1項 営業収益	3,061,473千円
第2項 営業外収益	4,174,000千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 下水道事業費用	7,109,961千円
第1項 営業費用	6,007,543千円
第2項 営業外費用	1,075,004千円
第3項 特別損失	27,414千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,200,718千円は、引継金15,364千円、当年度分損益勘定留保資金2,049,841千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額135,513千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	5,150,899千円
第1項 企業債	2,986,600千円
第2項 出資金	797,982千円
第3項 補助金	1,322,682千円
第4項 負担金	43,635千円

支 出

第1款 資本的支出	7,351,617千円
第1項 建設改良費	3,417,694千円
第2項 企業債償還金	3,933,923千円

(特例的収入及び支出)

第5条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ271,928千円及び256,564千円である。

(継続費)

第6条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	地蔵ヶ池公園 調整池整備事業	1,500,000	28	453,600
				29	1,046,400
		南部ポンプ場 増設事業	4,754,000	28	506,200
				29	2,187,000
				30	2,060,800

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の 目的	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
公共 下水道 事業	2,986,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率）	政府その他の金融 機関の資金について は、その融資条件に よる。 ただし、財政の都 合により据置期限及 び償還期限を短縮若 しくは繰上償還又は 低利に借り換えるこ とができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 374,860千円

(他会計からの補助金)

第11条 公共下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,040,202千円である。